

傷病手当金の支給に係る規則改正について

1. 規則名等

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年豊島区規則第50号）

<全文>

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年豊島区条例第18号)附則に規定する規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2. 改正理由

国からの財政支援継続に伴い、傷病手当金の支給の適用期間（令和2年1月1日から規則で定める日）を改めるため。

3. 改正内容

規則の一部を下表のように改正。

規則番号（公布の日）	内容
令和2年豊島区規則第72号 （令和2年9月15日）	「9月30日」を「12月31日」に改める。
令和2年豊島区規則第82号 （令和2年12月10日）	「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。
令和3年豊島区規則第12号 （令和3年3月10日）	「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。
令和3年豊島区規則第41号 （令和3年6月3日）	「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。
令和3年豊島区規則第61号 （令和3年8月25日）	「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。